

午前 午後 時 分受領

氏の振り仮名の変更届
(令和5年改正法附則第10条、第11条)

① 令和8年6月〇〇日出
福島市長殿

受理第	令和	年	月	日			
通知(送付)第	令和	年	月	日			
書類調査	戸籍記載	記載調査	附票	住民票	通知		

②

③

◎

署名は必ず本人が自署してください。

⑥

本籍	福島県福島市五老内町 3 番地 1 2 (変更前のフリガナ) フクトウ タロウ	
	筆頭者の氏名 福島 太郎	
氏の振り仮名 (カタカナ)	変更前 フクトウ	変更後 フクシマ
おなじ戸籍にある人	④ (フリガナ) タロウ 筆頭者(名) 太郎	⑤ (住所…住民登録をしているところ) 福島市五老内町3番1号
	おなじ戸籍にある人 配偶者 ハナコ 花子	☑ 同上
	タイチ 太一	☑ 同上
	ヒナ 陽菜	☐ 同上
		福島市北中央三丁目4番の2 カーサビアンコ 204号
		☐ 同上
		☐ 同上
その他		
届出人署名 (※押印は任意)	☑ 筆頭者 ☐ 子 福島 太郎 印	☑ 配偶者 福島 花子 印
	生年月日 大正 昭和 55 年 1 月 1 日	大正 昭和 61 年 2 月 1 日

⑦

連絡先	☐ 自宅	☐ 勤務先	☑ 携帯
TEL 〇〇〇- 〇〇〇〇- 〇〇〇〇			

福島市役所 (〒960-8601) 福島市五老内町3番1号	TEL(024)535-1111
----------------------------------	------------------

記入上の注意 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

氏の振り仮名変更届の記入のしかた

(令和5年改正法附則10条、11条)

この届書は、令和7年5月26日から令和8年5月25日の間に氏の振り仮名届を提出しなかったことにより、市町村長によって氏の振り仮名を記録された方が、正しい氏の振り仮名を届け出るときに提出する届です。

※氏の振り仮名を届け出して戸籍に記載された方は、氏の振り仮名の変更に家庭裁判所の許可が必要となります。家庭裁判所の許可を得た後に、交付される書類を添付の上、氏の振り仮名の変更届(戸籍法107条の3)を届出してください。

- 届出年月日を記入して下さい。
- 本籍地と筆頭者の氏名を記載して下さい。氏名の振り仮名は変更前のフリガナを記載して下さい。
- 届出をする氏の振り仮名(カタカナ)を記載して下さい。
- 現在同じ戸籍にいる方全ての名と振り仮名を記載して下さい。
(氏は記載不要です。)
※この届出で名の振り仮名の変更はできません。
別に「名の振り仮名の変更届」が必要です。
- 同じ戸籍にいる方の住民登録している住所を記載して下さい。
※住所上の方に同じである場合は同上にチェックすることもできます。
- 必ず届出人本人が自筆で署名して下さい。
届出人は、戸籍の筆頭者及び配偶者です。
除籍となっている場合は下記の順で上位の者が届出人となります。
①現に在籍する配偶者、②現に在籍する同籍者(子)
※同籍する子が複数いる場合はいずれかが届出すれば足ります。
- 日中連絡のとれる連絡先の記入をお願いします。

添付書類

◎振り仮名が一般の読み方でない場合
現在使用している氏名の振り仮名が確認できる書類
(パスポート、預金通帳、診察券など現に使用している振り仮名が確認できるもの)
※辞書などに載っている読み方の場合は不要です。

- 届出は、本庁市民課または支所の窓口にて受付いたします。
西口行政サービスコーナーでは届出できません。
- 届出後、記載が完了するまで2週間程度(福島市が本籍地の場合)
かかりますので、お急ぎで記載後の戸籍謄(抄)本が必要な方はご相談下さい。